16 期後半研究活動方針

2023 年 6 月 18 日

16 期のテーマ：新自由主義に対抗する社会と未来の構築に向けて、
子ども・青年の現実から出発し、現場の実践と切り結ぶ教育研究を

１）16 期方針策定後の情勢と研究の課題

新自由主義的政策による競争と格差の拡大の中で、2020 年初頭に世界を襲ったコロナ禍は貧しい人々により大きな打撃を与え、格差を拡大しました。3 年余を経て、2023 年 5 月 5 日に WHO の緊急事態宣言が終了し、国内では COVID-19 の感染法上の扱いが季節性インフルエンザと同じ 5 類に移行しています。

2022 年 2 月 24 日に始まったロシアのウクライナ侵略は、国連による平和構築の枠組みを揺るがし、冷戦終結後の東西対立の焦点という様相を呈しつつ、その解決の出口が見出せない状況が続いています。この「危機」に乗じて、岸田内閣は専守防衛という原則を投げ捨てる安保三文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備戦略」）を 2022 年 12 月 16 日に閣議決定し、「新しい戦前」と言われるような軍拡・大増税の道を歩もうとしています。特に、「国家安全保障戦略」の「VII 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤」において、「２ 社会的基盤」として「我が国と郷土を愛する心を養う」と明記されたことは重大です。「自衛隊、在日米軍等の活動の現状等への理解を広げる取り組みを強化する」ことも書かれており、自衛隊だけでなく新たに在日米軍の教科書記述が増えることも懸念されます。「３ 知的基盤の強化」では「安全保障分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化」が謳われていますが、これは、先立って 5 月 11 日に可決された「経済安保推進法案」における科学技術研究の軍事化を促進するもので、研究の自由への介入が実質化されたとも言えます。学術会議の改革案を政府が提示するなどの露骨な介入は、軍産学共同に反対してきた学術会議への弾圧として見過ごすことはできません。安保三文書によるなし崩し的な憲法「改正」とともに、成文改憲の動きも実質化されつつあります。

大学運営に企業経営者が関与するガバナンス改革は度重なる改悪の中でかろうじて保ってきた大学の自治を根底から破壊するものですが、これも上記のこととの関連で理解される必要があります。また、岸田政権の「新しい資本主義に向けた改革」（骨太方針 2022）の目玉の一つである「大学ファンド」は、10 兆円の大学ファンドで世界トップレベルの大学を養成し、日本の研究力と経済を向上させるという触れ込みで 2022 年 4 月に始動しましたが、上半期 9 月で 1881 億円の損失を計上する結果となっています。大学に収益を上げることを要求し厳しい競争下におくことが研究と教育の場である大学にとっての重大な脅威であるだけでなく、これがそもそも安定した大学支援になり得ないことが明らかになったと言えます。研究と教育に携わる私たちにとって、大学をめぐるこのような状況は決して看過できるものではありません。

2020 年 2 月にコロナ禍での一斉休校を一方的に決めた当時の首相が昨年７月に銃撃で亡くなり、権力の闇が暴かれることになりました。旧統一教会が家族や子どもに関する政策に大きな影響を与えていたことは特に重大です。また、多くの人々が反対の声を上げる中で強行されたオリンピックも、汚辱にまみれたものだったことが明らかになりました。

東日本大震災から 12 年を経て原発の再稼働と新設に舵を切った政府の決定は、故郷を追われた人々の苦難の経験を踏みにじるものです。放射能で汚染された水を海に流すという行為は、国際的にも日本の信用失墜と孤立を招かざるを得ません。

コロナ禍のもとで卒業式・入学式を初め多くの行事が制約され、子どもが貴重な教育の機会を奪われてきました。新型コロナを感染法上の 5 類に引き下げる決定をふまえ、教育現場でもその対応が進められていますが、この 3 月に行われた卒業式については、マスク着用や歌などに関する文科省の方針が揺れ動いたことが現場の混乱を招きました。そもそもこうしたことは各地の教育委員会や学校の判断に委ねられるべきもので、この混乱自体が日本の教育行政の問題を表しています。

子どもの貧困、虐待、不登校、自殺など子どもの危機的状況は深刻さを増しており、「令和３年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文科省:2022 年 10 月 27 日）によると、小・中学校における不登校児童生徒数は前年度の 196,127 人を大幅に上回り 244,940 人と過去最多になっています。いじめ件数も再度上昇に転じており、特に小学生の「暴力行為」発生率は 1000 人当たり 6.5 件から 7.7 件に増加し、件数でも発生率でも中学校を上回っています。これは特に小学生にとって学校がストレスフルな場になっ

ていることを示しています。小1時の休校によるひらがな習得のつまずきで、後の学年で思いを文字化できないことが子どもたちの荒れにつながっているという事例も報告されています。

厚生省の発表（2023年3月14日）によると、2022年の小中高生の自殺は514人で、統計のある1980年以降で最多となりました。その内訳は高校生が354人、中学生が143人、小学生が17人で、男子高校生が全体の4割を占めています。自殺の原因や動機では小中高いずれも「学校問題」（学業不振、進路に関する悩み、学友との不和）が最多です。

コロナ禍の3年の影響は、その人生に対する比率から言っても、年齢の低い子どもたちにとって大きいものであったことは容易に想像できます。中高学年の問題の低年齢化ではとらえきれない変化も指摘されており、子どもの心と体、学びと育ちの問題の深刻さをふまえ、そこで失われたことの究明と回復が大きな課題になっています。「コロナ禍以前に戻る」のではない、コロナ後の実践とその研究が求められています。

コロナ禍におけるGIGAスクール構想の前倒し実施で小中高校では一人一台端末が実現しましたが、教育におけるデジタル化の子どもへの影響は、デジタルリテラシーの獲得に向けての教育条件の保障の課題とともに、引き続き注視していく必要があります。Society 5.0に向けた人材育成が政府の重点施策となっていること自体の批判的検討の必要も改めて提起したいと思います。

2022年6月15日に可決成立したこども基本法が4月1日に施行され、内閣府の外局として設置されたこども家庭庁も同日に始動しました。こども家庭庁の取り組みが子どもの権利を本当に実現していくものになるのかが問われており、その施策を具体的に検討していく必要があります。

教職員の労働条件も深刻な状況です。「働き方改革」の提唱にも関わらず、教職員の長時間過密労働が解決しない一方で、非正規雇用の増加、全国的な教師不足、教師希望者の減少などが起きています。「給特法」（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の問題が社会でも注目され、署名運動が取り組まれるとともに、政府与党や文科省レベルでも見直しの動きが加速しています。3月15日には全教が勤務実態調査の最終報告を発表しましたが、4月28日には文科省も教員勤務実態調査結果【速報値】を発表し、5月22日に教員の処遇改善について中教審への諮問を行いました。同日、自民党の「令和の教育人材確保に関する特命委員会」が教職調整額の増額（４％から10％へ）と学級担任や部活担当に対する諸手当の導入等を含む提言を岸田首相に提出しました。5月30日には20人の教育研究者有志が呼びかける「教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するための全国署名」がスタートし、同日、記者会見が行われました。この署名では、教職調整額の増額や手当の支給では教員の超過勤務問題は解決されないとの立場で、教員にも残業代を支給すること、学校の業務量に見合った教職員を配置すること、教育予算を増額すること、の三点を要求項目としています。一方、埼玉県の公立学校教員が残業代不払いを労働基準法に違反するとして訴えた裁判では、最高裁が3月8日に上告を却下し、教員側の敗訴となりました。

教員の働き方ともかかわって、部活の地域移行の課題も重要です。部活が教員の大きな負担になっていることは事実ですが、それをどう解決していくか、部活のあり方や地域移行については議論が大きく分かれている状況があります。子どもたちのスポーツ・文化活動の権利を保障することを最優先し、地域移行が保護者の負担や地域格差の拡大を生まないようなあり方を追求することが必要です。

教員養成・研修の問題も見逃すことはできません。中教審は2022年12月19日に「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」を発表しました。そこでは、教員の養成・採用のあり方として、教育実習の実施時期、採用試験の早期化、「特定分野に強みや専門性のある教員」を養成する教職課程の開設、教員採用選考試験の早期化・複線化、「教師自身の学び（研修観）」の転換などが盛り込まれています。教員免許更新制は「改正教職員免許法」が2022年7月1日に施行されたことによって廃止され、文科省は８月31日に新しい研修制度の指針とガイドラインを発表しました。それによって、2023年4月から教師の研修履歴の「記録」と、管理職等による受講の「奨励」が義務化されるなど、自主的な研修とは程遠いものが現場に強要されるものとなっています。学校では、ハラスメント等で離職する若い教師も後を絶ちません。

コロナ禍における分散登校の経験から少人数学級を望む国民的運動が高まり、40年ぶりの小学校での35人以下学級が実現しました。35人学級の最上級学年は4月に4年生になりました。教員の労働条件は子どもの教育条件であることが、少人数学級の場合よりも保護者には届きにくいという状況がありますが、教師が子どもに寄り添い保護者とも丁寧にかかわるということを困難にしているのが教員の過重労働であることは確かで、教員を増やし、標準授業時数を減らすという要求は、広く受け入れられる可能性があると考えられます。

東京都教育委員会は多くの都民、保護者、教育関係者が反対の声をあげたにもかかわらず 2022 年 11 月 27 日に民間業者による英語スピーキングテスト（ESAT-J ）を実施し、それを 2023 年度都立高校入試の合否判定に利用しました。しかし、このテストには採点の公平性・客観性の問題や、実施の際の音漏れなどの教室環境の不備、単発アルバイトの試験監督など多くの課題が指摘されています。東京での実施が全国での実施の皮切りになることも予想されることから、教育の市場化の問題として、引き続き注目が必要です。

また、「令和の日本型学校教育」の中で、普通科高校にスクールミッション策定による特色化を、専門高校に産業界への人材育成への特化を求めていることなど、新たな高校政策が打ち出されていることも重要です。学校統廃合の動きの中で高校再編が各地で急速に進んでいることとあわせて、その分析が課題となっています。

給食費無償化や子どもの医療費無料化の運動も、4 月の統一地方選の争点にもなり、全国的に取り組まれています。しかし、全国教育研究交流集会の基調報告でも指摘されたように、「社会的矛盾を受けての大きな変革を望むきざしはまだこれから」と言えます。

ウクライナの子どもたちに思いを寄せて、「なぜ戦争が起こるのか」という問いに向き合った小学生が、岸田首相に「なぜ軍事費を増やすのですか」という手紙を書いたという実践が報告されています。全国教育研究交流集会では、「環境」の分科会で各地の高校生が気候危機の問題にとりくむ活動を報告しました。子どもの貧困問題に関わって、高校生や大学生がフードパントリーや子ども食堂を運営している活動も注目されます。

このような活動に示されている「若い世代」の力を受け止めて、「今を生きる子ども青年とともに」、私たちは社会に働きかける教育研究運動を構築していきたいと思います。子ども研究をより深いレベルですすめることと、政策の本質の徹底的な解明と批判を通して、社会変革の展望を持つことが改めて私たちに求められています。

２）16 期前期の研究活動の総括と新しい取り組み

研究委員会の活動については、それぞれの総括レポートを参照していただくこととして、ここでは 2022 年度の公開フォーラムと全国教育研究交流集会を焦点として報告をします。

2022 年度は、新自由主義教育改革の対抗軸を探るために、公教育の危機という状況を共有するアメリカで「社会正義組合主義」を掲げる教員組合運動から私たちが何を学べるかを 7 月と 11 月の公開フォーラムと、12 月の全国教育研究交流集会のシンポジウムで議論しました。このシンポジウムには民研の全国教育研究交流集会初の海外ゲストとして、アメリカの革新的労働運動の一翼を担うレイバーノーツのスタッフであるバーバラ・マデローニさんを迎えました。

民研では、全国教育研究交流集会で継続的に教員の働きかたをテーマとする分科会を設け、また、公開フォーラムでも取り組んできましたが、抜本的な改革を進めるためにも、民研としての取り組みを強めていく必要があります。民研には、教職員の働き方に関する常設の研究委員会はありませんが、その立ちあげも視野に、まずは現場の教師や法律家などとも共同できる専門プロジェクトを立ち上げました。

3）16 期前期の民研の運営の総括と課題

コロナ禍で、2020 年 3 月から運営委員会と評議員会はオンラインで開催してきました。地方からの参加だけでなく、首都圏在住者にとっても移動時間の負担なく参加できたことで、出席率も向上しました。これは会議の持ち方の選択肢が増えたこととして、積極的に評価し、今後も活用していきたいことです。第 31 回の全国教育研究交流集会は、全体会をエデュカス 7 階ホールの会場参加者と全国のオンライン参加者をつなぐハイブリッド形式で実施され、分科会はオンライン開催を基本として行われました。このような会議の持ち方は、全教の皆さんの多大なご協力によって実現できたものです。運営形態については、コロナ前に戻すのではなく、この間の経験や利点を生かしつつ、対面ならではのよさも大切にしていきたいと思います。

コロナ禍のもとで、公開フォーラムや全国教育研究交流集会は参加費無料で行ってきましたが、電子決済のシステムの活用も視野に入れて検討をする予定です。『人間と教育』の電子化についても検討の課題になります。

【第 16 期活動方針　2022 年 5 月 31 日】

Ⅰ　子どもの生存と発達を守る

１）子どもの権利の実現

発達の危機／差別のない社会

貧困・虐待、ジェンダー格差

子どもの権利条例づくり

２）子ども・青年に寄り添い、ともに人類の課題に向き合う

「民主主義と平和」を継承し支える世代を育てる

「声を上げる」文化

３）災害やパンデミックと子どもの育ちへの影響の継続的研究

原発事故は終わらない／With and Post コロナ

４）子どもの発達を支える保育者・教育者・福祉関係者の専門性の保障

５）政府の人材育成施策と子ども

「こども家庭庁」の問題

Ⅱ　公教育の解体に抗して－教育の保障と公教育の再構築

１）教育における新自由主義（市場化・民営化）の進行とその影響

入試とその準備における民間企業の参入

子どものデータの収集（⇒利活用）

２）教育における ICT と教育実践

デジタルリテラシーの獲得

探究的学習の可能性／真に「対話的で深い学び」とは

ICT 活用による教室の人間関係の変化

子どもの学びにとっての可能性と懸念

３）未来の教室（経産省）

４）「令和の日本型学校教育」（2021.1.26.）と「学びの構図」を批判的に乗りこえる

新学習指導要領（2017／18）のもとでの創造的な教育課程編成と学校づくり

５）Society 5.0 に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ

科学技術政策のもとでの人材育成策

６）教育条件の整備

少人数学級／特別支援学校の設置基準（適用範囲の問題）

７）学校統廃合と地域の運動

８）大学の新自由主義的改編

Ⅲ　働きがいと喜びのある教育の場の創造を

１）教職員の働き方「改革」と教員の専門性

定数問題：2022 勤務実態調査　2023 給特法「改正」の運動

２）免許更新制の廃止と「新たな教師の学び」

教員ごとの研修の「記録」と管理職等の「指導助言」の義務化

教職員の自主的研究と学び

３）教員養成の問題

文科省による統制

コアカリキュラム／自己点検評価

Ⅳ　地域・全国レベルでの多様なとりくみへの参画と共同

１）憲法 1947―児童憲章 70 年 1951―子どもの権利条約 1989／94

２）平和・人権・自由の声を上げ、広げる不断の闘い

改憲阻止／次の戦争を止める／今の戦争を止める

３）子ども青年・地域住民・保護者と教育関係者による

参加と共同の子育てと教育づくり

４）学校統廃合に抗し、地域を守る運動

５）「子どもの貧困」への地域での対策と取り組み

６）法改正を伴う少人数学級を焦点とした、教育条件整備の国民的大運動

７）個人の尊厳とジェンダー平等の実現にむけて
８）各地域・学校での自主的な教育実践を支え励ます取り組みへの参加
９）教師の専門職性を尊重した、実りある働き方改革の実現

Ⅴ　民研設立 30 年を土台に

１）『民研 30 年のあゆみ』（2021.9.）から学ぶ―初心と軌跡
２）研究委員会における継続的な活動と成果の交流・共有
３）課題に対応する研究プロジェクトと公開研究フォーラム
４）全国教育研究交流集会
５）『人間と教育』『年報』の普及と活用
６）活性化を目指した組織・財政改革